

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
タイトル：au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 <u>(EPM・KDDI)</u>	タイトル：au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款
I 総則	I 総則
<p><b>1 適用</b></p> <p>(1) KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）が別途「KDDI 法人向けサービス」として指定するサービスのいずれか（以下、「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、株式会社エナリス・パワー・マーケティング（以下、「エナリス」といいます。）が電気の需要に応じて電気を供給し、KDDI がエナリスの代理人として、申込受付、料金算定、請求等をするときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（以下、「この au でんき約款」といいます。）によります。<u>なお、この au でんき約款および単価表に定めのない事項については、KDDI およびエナリスは関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）にしたがいます。</u></p>	<p><b>1 適用</b></p> <p>(1) KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）が別途「KDDI 法人向けサービス」として指定するサービスのいずれか（以下、「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、株式会社エナリス・パワー・マーケティング（以下、「エナリス」といいます。）が電気の需要に応じて電気を供給し、KDDI がエナリスの代理人として、申込受付、料金算定、請求等をするときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（以下、「この au でんき約款」といいます。）によります。</p>
<p><b>2 定義</b></p> <p>次の言葉は、この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p><b>削除</b></p> <p><b>(4) 最大需要電力</b> 需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。</p> <p><b>(5) 使用電力量</b> お客さまが使用した電力量であり、所轄の一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。</p> <p><b>(6) 日負荷電力量</b> お客さまが使用された電力量のうち、1 日（0 時～24 時）に使用された総電力量をいいます。</p> <p><b>(7) 需要場所</b> お客さまがエナリスから供給された接続供給にかかわる電気を使用する場所をいいます。</p> <p><b>削除</b></p> <p><b>(8) 消費税相当額</b> 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p><b>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b> <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。</u></p> <p><b>(10) 貿易統計</b> <u>関税法にもとづき公表される統計をいいます。</u></p> <p><b>(11) 平均燃料価格算定期間</b> <u>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日</u></p>	<p><b>2 定義</b></p> <p>次の言葉は、この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p><b>(4) 契約使用期間</b></p> <p><b>(5) 最大需要電力</b> 需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。</p> <p><b>(6) 使用電力量</b> お客さまが使用した電力量であり、所轄の一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。</p> <p><b>(7) 日負荷電力量</b> お客さまが使用された電力量のうち、1 日（0 時～24 時）に使用された総電力量をいいます。</p> <p><b>(8) 需要場所</b> お客さまがエナリスから供給された接続供給にかかわる電気を使用する場所をいいます。</p> <p><b>(9) 所轄の一般送配電事業者</b> <u>北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の各株式会社のうち、需要場所に電力を供給する送電線を所有する会社をいいます。</u></p> <p><b>(10) 消費税相当額</b> 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p><b>新設</b></p> <p><b>新設</b></p> <p><b>新設</b></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
<p><u>から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</u></p>	
<p><b>3 単位および端数処理</b></p> <p>この au でんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。<u>ただし、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。</u></p>	<p><b>3 単位および端数処理</b></p> <p>この au でんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>
<p><b>II 契約について</b></p>	<p><b>II 契約について</b></p>
<p><b>5 需給契約の申込み</b></p> <p>(1) <u>お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認の上、予め供給条件に関して KDDI と協議いただいた上で、KDDI 所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に次の事項を記入し KDDI に提出することで、申込みをしていただきます。</u></p> <p>【お客さまとの協議が必要な事項】</p> <p><u>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。）を含みます。）、標準電圧、契約電力、業種、需給開始希望日、契約期間、基本料金単価、使用電力量料金単価、およびその他 KDDI が必要と定める事項</u></p> <p><u>また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。</u></p> <p>(2) <u>供給設備の工事を要する場合、お客さまにおいて、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただいたうえで、前項にもとづき申込みをしていただきます。なお、この場合、申込みいただいた需給開始希望日にて供給が開始できないことがあります。</u></p> <p>(3) <u>お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</u></p> <p>(4) <u>この au でんき約款によって支払いを要することとなった料金その他債務ついて、お客さまが KDDI の定める期日を経過してもなお支払われない場合等には、お客さま氏名、住所、支払状況等の情報を他小売電気事業者へエナリスが通知することがあります。</u></p>	<p><b>5 需給契約締結前の確認事項</b></p> <p>(1) <u>お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款を承認の上、次の事項を予め協議させていただいた上で需給契約を締結させていただきます。</u></p> <p>【お客さまとの協議が必要な事項】</p> <p><u>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、需給開始希望日、および需給期間。</u></p> <p><b>新設</b></p> <p>(2) <u>お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じなければならないものといたします。</u></p> <p><b>新設</b></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><b>削除</b></p> <p><b>6 需給契約の成立および契約期間</b></p> <p>(1) 需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、申込みをKDDIおよびエナリスが「auでんき」需給開始のご案内」を発行することで申込みに関して承諾した <u>日と料金の適用開始日のいずれか早い日に成立いたします。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、KDDIおよびエナリスは申込みを承諾しないことができるものとします。</u></p> <p><u>イ お客さまが申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとKDDIまたはエナリスが判断した場合</u></p> <p><u>ロ お客さまが申込み時にKDDIおよびエナリスに提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合</u></p> <p><u>ハ その他前各号に準ずる場合で、KDDIおよびエナリスが契約締結を適当でない判断した場合</u></p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 需給契約が成立した日から、<u>需給開始日（9（供給の開始）（1）に定義する。）以降1年目の日まで</u>といたします。</p> <p>ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDIおよびエナリスから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p><u>ハ ロにもとづき需給契約が継続される場合、KDDIおよびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、KDDIおよびエナリスは、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、新たな需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。）ならびにKDDIおよびエナリスの名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、KDDIおよびエナリスは、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせ、その他の書面の交付を省略することができるものといたします。</u></p> <p>三 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDIおよびエナリスから需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、需給契約は、期間満了により終了いたします。</p> <p><b>7 需要場所</b></p> <p><u>需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。</u></p> <p><b>削除</b></p>	<p><b>6 契約の要件</b></p> <p><b>7 需給契約の成立および契約期間</b></p> <p>(1) 需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、申込みを KDDI およびエナリスが「<u>承り書</u>」および「au でんき」需給開始のご案内」により承諾したとき <u>に</u> 成立いたします。ただし、<u>以下の場合において KDDI およびエナリスは、需給契約を無条件で解除できるものとし、解除までに要した費用は各々が負担するものといたします。</u></p> <p><u>イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合において、電力広域的運営推進機関によるスイッチング廃止取次判定の結果が「拒否」となったとき</u></p> <p><u>ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合において、需給開始日までに契約電力と実際の使用状況の間に乖離があることが判明したとき</u></p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 需給契約が成立した日から、<u>1年間</u>といたします。</p> <p>ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDIおよびエナリスから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。<u>本項にもとづき需給契約が継続される場合、KDDIおよびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、KDDIおよびエナリスは、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、新たな需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。）ならびにKDDIおよびエナリスの名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、KDDIおよびエナリスは、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせ、その他の書面の交付を省略することができるものといたします。</u></p> <p><b>新設</b></p> <p><u>ハ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDIおよびエナリスから需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、需給契約は、期間満了により終了いたします。</u></p> <p><b>8 需要場所</b></p> <p><b>新設</b></p> <p>(1) <u>KDDI およびエナリスは、1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。</u></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p>(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、KDDI およびエナリスは(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。</p> <p>(3) 所轄の一般送配電事業者において、対象建物を1需要場所と定める場合は、KDDI およびエナリスにおいても同様の取扱いといたします。</p>
<p><b>8 需給契約の単位</b></p> <p>KDDIおよびエナリスは、<u>予備電力の利用を除き、1需要場所について1契約種別を適用して需給契約を締結します。</u></p>	<p><b>9 需給契約の単位</b></p> <p>KDDIおよびエナリスは、<u>お客様の希望に応じて、1法人または1需要場所について、1需給契約を結びます。</u></p>
<p><b>9 供給の開始</b></p> <p>(1) KDDIおよびエナリスがお客様の需給契約の申込みを「auでんき」需給開始のご案内」により承諾したときには、KDDIは、エナリスおよびお客様と協議の上、<u>電気の</u>需給開始日を定め、エナリスは供給準備その他必要な手続きを経たのち、「auでんき」需給開始のご案内」に記載の需給開始日から電気を供給いたします。</p> <p>(2) お客様の責に帰すべき事由により、KDDI およびエナリス <u>とお客様</u>との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客様には、需給開始がなされるまでの基本料金の50%相当額をKDDIにお支払いいただきます。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(3) KDDI は、天候、用地事情等やむをえない事由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、すみやかにその旨をお知らせし、あらためてお客様と協議の上、新たに<u>電気の</u>需給開始日を<u>新たに</u>定め、エナリスにおいて電気を供給いたします。</p>	<p><b>10 供給の開始</b></p> <p>(1) KDDI およびエナリスがお客様の需給契約の申込みを「<u>承り書</u>」および「au でんき」需給開始のご案内」により承諾したときには、KDDI は、エナリスおよびお客様と協議の上需給開始日を定め、エナリスは供給準備その他必要な手続きを経たのち、「<u>承り書</u>」および「au でんき」需給開始のご案内」に記載の需給開始日から電気を供給いたします。</p> <p>(2) お客様の責に帰すべき事由により、KDDI およびエナリスとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客様には、需給開始がなされるまでの基本料金の50%相当額をKDDIにお支払いいただきます。</p> <p>(3) <u>KDDI およびエナリスの責となる事由により、お客様との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、KDDI は、実際の需給開始日までの期間、お客様が所轄の一般送配電事業者より供給された電力について、所轄の一般送配電事業者等に支払った料金額とKDDI およびエナリスとの需給契約における料金額との差額を負担いたします。</u></p> <p>(4) KDDI は、天候、用地事情等やむをえない事由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、すみやかにその旨をお知らせし、あらためてお客様と協議の上、新たに需給開始日を定め、エナリスにおいて電気を供給いたします。</p>
<p><b>10 供給の単位</b></p>	<p><b>11 供給の単位</b></p>
<p><b>11 承諾の限界および遵守事項</b></p> <p>(1) KDDIおよびエナリスは、<u>6 (需給契約の成立および契約期間) (1)に定める場合のほか、</u>法令、電気の需給状況、お客様（需給契約上の地位を承継する新たなお客様を含みます。）の電気の使用状況、KDDIが提供するサービスのお客様によるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（KDDIまたはエナリスの他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。</p> <p>(2) <u>お客様は、このauでんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものといたします。</u></p> <p><u>イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用する</u> <u>こと</u></p> <p><u>ロ 他人になりすましてエナリスまたはKDDI が提供する各種サービスを利用すること</u></p> <p><u>ハ お客様が、需給契約の申込みその他の場合において、お客様の氏名、住所等に関し事実と反する</u> <u>申出を行うこと</u></p> <p><u>ニ KDDI またはエナリスが提供する各種サービスの運営を妨げること</u></p>	<p><b>12 需給契約条件の判断</b></p> <p>KDDI およびエナリスは、法令、電気の需給状況、お客様（需給契約上の地位を承継する新たなお客様を含みます。）の電気の使用状況、KDDI が提供するサービスのお客様によるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（KDDI またはエナリスの他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。</p> <p><b>新設</b></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
削除	13 需給契約の申込み
III 料金および契約種別	III 料金および契約種別
<p>12 料金</p> <p>(2) KDDI は、<u>料金単価（基本料金単価、電力量料金単価を含みます。以下同じです。）を決定</u>するため、<u>お客さまに、申込みに先立ち</u>、予定される最大需要電力、<u>契約電力</u>、力率、年間の使用電力量、月間の使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他エナリスが電力供給をする上で必要となる情報を提出していただく場合があります。</p> <p>(3) 料金<u>単価</u>に関しては、(2) <u>にもとづき提出いただいた情報をもとに、「au でんき」需給開始のご案内</u>にて定めさせていただきます。</p> <p>(4) <u>みなし小売電気事業者の燃料費調整単価の算定基準となる基準燃料価格が変更される場合、KDDIは、電力量料金単価を補正いたします。</u></p> <p>(5) <u>料金は契約種別ごとの基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、それぞれ下記の通り算出いたします。ただし、事前に KDDI およびエナリスとお客さまとの間で協議した内容と各使用電力量が著しく異なる場合は、別途、料金の変更等について協議させていただきます。</u></p> <p><u>【基本料金】</u>  <math display="block">\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率} \times 100) \div 100</math>           ※ある 1 月においてお客さまが電気をまったく使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）、その 1 月における力率を 85 パーセントとみなし、上記算定式にもとづき算出された基本料金額に 2 分の 1 を乗じた額を当該 1 月の基本料金といたします。</p> <p><u>【電力量料金】</u>  <math display="block">\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}</math></p> <p><u>【燃料費調整額】</u>  <math display="block">\text{燃料費調整単価} \times \text{使用電力量}</math></p> <p><u>【再生可能エネルギー発電促進賦課金】</u>  <math display="block">\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用電力量}</math></p> <p>(6) <u>燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に関しては、別表にて定めます。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>14 料金</p> <p>(2)KDDI は、<u>料金を算定</u>するため、予定される最大需要電力、力率、年間の使用電力量、月間の使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他エナリスが電力供給をする上で必要となる情報を、<u>予めお客さまから</u>提出していただく場合があります。</p> <p>(3)料金に関しては、(2) <u>の</u>情報をもとに <u>au でんき(特別高圧、高圧)TypeE 申込書（別紙を含み、以下、「申込書」といいます。）</u>に定めさせていただきます。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>(1) <u>料金は基本料金にその 1 月の使用電力量によって算定した従量料金を加えたものとし、事前に KDDI およびエナリスとお客さまとの間で協議した内容と各電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。</u></p> <p>(2) <u>料金は、「申込書」および「承り書」で定めた料金を支払期日までにお支払いいただきます。</u></p> <p>(3) <u>需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。</u></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><b>13 契約種別</b> 契約種別は、次のとおりといたします。</p>	<p><b>15 契約種別</b> 契約種別は、次のとおりといたします。<u>また、種別ごとの詳細については、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議により決定させていただきます。</u></p>
<p><b>14 特別高圧電力</b> (1) 特別高圧で電気の供給を受けて、<u>電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、</u>契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。 <b>(2) 契約電力</b> <u>契約電力についてはお客さまからいただいた需給契約の申込内容にもとづいて、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事業者からの求めにより、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議により定めた内容が変更されることがあります。</u> <b>(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数</b> 供給電気方式、供給電圧<u>および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。</u></p>	<p><b>16 特別高圧電力</b> (1) 特別高圧で電気の供給を受けて、<u>電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、</u>契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。 <b>新設</b> <b>(2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力</b> 供給電気方式、供給電圧、<u>周波数および契約電力については、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。</u></p>
<p><b>15 高圧電力</b> (1) 高圧で電気の供給を受けて、<u>電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、</u>契約電力が原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。 <b>(2) 契約電力</b> <u>契約電力は下記方法によって算出されるものとします。</u> <u>イ 契約電力が500キロワット未満の場合、電力使用月の最大需要電力と前11ヵ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。</u> <u>また、契約電力の最低値は1とします。</u> <u>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合、負荷の実情に応じてお客さまと KDDI およびエナリスとの協議により定めます。ただし、当該一般送配電事業者からの求めにより、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議により定めた内容が変更されることがあります。</u> <b>(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数</b> 供給電気方式、供給電圧<u>および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。</u></p>	<p><b>17 高圧電力</b> (1) 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。 <b>新設</b> <b>(2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力</b> 供給電気方式、供給電圧、<u>周波数および契約電力については、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。</u></p>
<p><b>16 予備電力</b></p>	<p><b>18 予備電力</b></p>
<p><b>17 料金の適用開始の時期</b> 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責とならない事由によって需給が開始されない場合を除き、原則として「au でんき」需給開始のご案内に記載された需給開始日から適用いたします。</p>	<p><b>19 料金の適用開始の時期</b> 料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責とならない事由によって需給が開始されない場合を除き、原則として「<u>承り書</u>」および「au でんき」需給開始のご案内に記載された需給開始日から適用いたします。</p>
<p><b>削除</b></p>	<p><b>20 検針日</b></p>
<p><b>18 料金の算定期間</b> 料金の算定期間は、<u>託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下、「計量期間等」といいます。）</u>といたします。<u>ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開</u></p>	<p><b>21 料金の算定期間</b> 料金の算定期間は、<u>1 の暦月の検針日から次の暦月の検針日の前日までの期間</u>といたします。<u>ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、開始時から次の暦月の検針日の前日までの期間とし、需給契約が消</u></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。	減した場合の料金の算定期間は、1の暦月の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
<p><b>19 使用電力量等の計量</b></p> <p>(1) <u>料金の算定期間の使用電力量は、30分毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合は、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯毎に、30分毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合は、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とします。</u></p> <p>(2) <u>KDDI およびエナリスは、当該一般送配電事業者より受領した検針の結果を、原則として料金の請求書に記載することでお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p>(3) <u>力率は、当該一般送配電事業者より受領した値を用います。</u></p> <p>(4) <u>計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。</u></p>	<p><b>22 使用電力量等の計量</b></p> <p>(1) <u>使用電力量の計量は、本条(4)の場合を除き、電力量計に記録された値によるものとし、検針時（20（検針日）の定めに従い検針がなされた時点）における電力量計の値（需給契約が終了した場合は、原則として終了時における電力量計の値といたします。）と前回検針時の値（電力の供給を開始した場合は、原則として開始時における電力量計の値といたします。）との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。なお、検針の結果は、すみやかにお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p>(2) <u>最大需要電力の計量は、所轄の一般送配電事業者が設置した30分最大需要電力計により行うものといたします。</u></p> <p>(3) <u>力率の算定は、所轄の一般送配電事業者が設置した電力量計により行うものといたします。</u></p> <p>(4) <u>所轄の一般送配電事業者の計量器の故障等によって、使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。</u></p>
<p><b>20 料金の算定</b></p> <p>(1) KDDI は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合</u></p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとにこの au でんき約款ならびに「<u>「au でんき」需給開始のご案内</u>」に定めた料金単価を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。</p> <p>(3) <u>(1)の各号のいずれかに該当する場合、次により料金を算定いたします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>基本料金は、別表に定める算式により日割計算をいたします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>電力量料金は、別表に定める日割計算対象日数（以下、「日割計算対象日数」といいます。）の使用電力量に応じて算定いたします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ハ <u>燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算対象日数の使用電力量に応じて算定いたします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ニ <u>イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</u></p>	<p><b>23 料金の算定</b></p> <p>(1) KDDI は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合</u></p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとにこの au でんき約款ならびに<u>申込書に定めた料金</u>を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。</p> <p>(3) <u>(1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算といたします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額といたします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>【日割計算の基本算式】</b></p> <p style="margin-left: 20px;">日割計算の基本算式は、次の通りといたします。</p> <p style="margin-left: 40px;">① <u>基本料金を日割りする場合</u></p> <p style="margin-left: 60px;"><u>1月の該当料金 × 日割対象日数 / 計量期間の日数</u></p> <p style="margin-left: 60px;">※なお、上記算式にもとづき算出された基本料金に対して、日割計算対象日数期</p> <p style="margin-left: 40px;">② <u>日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</u></p> <p style="margin-left: 60px;">イ <u>23（料金の算定）(1)イの場合</u></p> <p style="margin-left: 80px;"><u>料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</u></p> <p style="margin-left: 60px;">ロ <u>23（料金の算定）(1)ロの場合</u></p> <p style="margin-left: 80px;"><u>料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数に</u></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p>(4) (1)の場合により日割計算をするときは日割計算対象日数には需給開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>(5) 当該一般送配電事業者からの検針もしくは計量の結果の受領が、電力広域的運営推進機関が定める規約で規定されている日程（原則として検針日から4営業日とされます）から大幅に遅延すると KDDI またはエナリスが認める場合、KDDI およびエナリスはお客さまと別途対応を協議するものとします。</p>	<p><u>それぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。</u> <u>ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</u></p> <p>新設</p> <p>新設</p>
<p><b>21 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法</b></p> <p>(1) <u>お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。</u></p> <p>イ 原則として当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日とし、託送約款等に定める計量期間等の終了日といたします。ただし、検針日もしくは計量日に検針もしくは計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。</p> <p>ロ 電気需給契約が消滅した場合は、当社が電気需給契約の消滅日以降に検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。</p> <p>(2) この au でんき約款ならびに申込書によって、KDDI に支払いを要することとなったお客さまの料金その他の債務（以下、「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等においてお支払いいただきます。</p> <p>(3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序にしたがってお支払いいただきます。料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾を得て、KDDI の指定する支払期ごとにお支払いいただくことがあります。</p>	<p><b>24 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限</b></p> <p>新設</p> <p>(1) この au でんき約款ならびに申込書によって、KDDI に支払いを要することとなったお客さまの料金その他の債務（以下、「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾を得て、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p>
<p><b>22 延滞利息</b></p> <p>(1) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に、支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p>	<p><b>25 延滞利息</b></p> <p>(1) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に、支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>
<p>V 使用および供給</p> <p><b>23 適正契約の保持</b></p> <p><u>お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、KDDI およびエナリスは需給契約を適正なものにすみやかに変更していただきます。</u></p> <p>削除</p>	<p>V 使用および供給</p> <p><b>26 適正契約の保持等</b></p> <p>(1) <u>お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、KDDI およびエナリスは需給契約を適正なものにすみやかに変更していただきます。</u></p> <p>(2) <u>お客さまは、この au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものといたします。</u></p> <p>イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること</p>



au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
	<p>ロ 他人になりすましてエナリスまたは KDDI が提供する各種サービスを利用する行為</p> <p>ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と異なる申出を行うこと</p> <p>ニ KDDI またはエナリスが提供する各種サービスの運営を妨げること</p>
<p><b>24 契約超過金</b></p> <p>(1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、KDDI およびエナリスの責となる事由による場合を除き、KDDI およびエナリスは、契約超過電力に基本料金<u>単価</u>を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金としていただきます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>(3) 契約電力の超過にともない、エナリスが<u>当該一般送配電事業者</u>との間における<u>託送約款等にもとづき支払うべき料金の額</u>に変更が生じた場合、KDDI およびエナリスは、お客さまとの需給契約に定める料金を変更させていただきます。</p>	<p><b>27 契約超過金</b></p> <p>(1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、KDDI およびエナリスの責となる事由による場合を除き、KDDI およびエナリスは、契約超過電力に基本料金<u>率</u>を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金としていただきます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>(3) 契約電力の超過にともない、KDDI およびエナリスまたは<u>所轄の一般送配電事業者</u>との間における<u>接続供給契約</u>に変更が生じた場合は、KDDI およびエナリスと<u>お客さまとの需給契約</u>に定める料金を変更させていただきます。</p>
<p><b>25 力率の保持</b></p>	<p><b>28 力率の保持</b></p>
<p><b>26 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>エナリスまたは<u>当該一般送配電事業者</u>は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。<u>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</u></p> <p>イ <u>供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査</u></p> <p>ロ <u>当該一般送配電事業者が保安業務を行う際の電気工作物の検査等の業務</u></p> <p>ホ <u>当該一般送配電事業者が託送約款等の定めにしたがい供給の停止、再開、終了を行うにあたり必要な処置</u></p> <p>ヘ その他この au でんき約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または<u>当該一般送配電事業者</u>の電気工作物、電気機器その他の設備にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p><b>29 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>エナリスまたは<u>所轄の一般送配電事業者</u>は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>イ <u>需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物、電気機器その他の設備の設計、施工、改修または検査</u></p> <p>ロ <u>51（保安等に対するお客さまの協力）（1）または（2）によって必要なお客さまの電気工作物、電気機器その他の設備の検査等の業務</u></p> <p>ホ <u>31（供給の停止）、41（需給契約の終了にともなう処置）、46（解除等）または 51（保安等に対するお客さまの協力）により必要な処置</u></p> <p>ヘ その他この au でんき約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または<u>エナリスおよび所轄の一般送配電事業者</u>の電気工作物、電気機器その他の設備にかかわる保安の確認に必要な業務</p>
<p><b>27 電気の使用にともなうお客さまの協力</b></p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の<u>各号のいずれかに定める</u>原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または<u>当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者</u>の電気工作物、電気機器その他の設備に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）、お客さまは自己の費用負担において、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設<u>していただく</u>とともに、とくに必要がある場合には、<u>当該一般送配電事業者がお客さまの費用負担において</u>供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。</p> <p>(2) お客さまが発電設備を<u>当該一般送配電事業者</u>の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、<u>当該一般送配電事業者</u>の定める発電設備系統連系に関する取り決めを</p>	<p><b>30 電気の使用にともなうお客さまの協力</b></p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または<u>エナリスもしくは他の小売電気事業者、発電事業者および所轄の一般送配電事業者等</u>の電気工作物、電気機器その他の設備に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまは自己の費用負担において、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設<u>する</u>とともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設<u>しなければならないもの</u>といたします。</p> <p>(2) お客さまが発電設備を<u>所轄の一般送配電事業者</u>の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、<u>所轄の一般送配電事業者</u>の定める発電設備系統連系に関する取り決め</p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p>遵守しなければならないものといたします。</p> <p>(3) お客さまは、電気の供給の実施にともない、<u>当該一般送配電事業者</u>が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力<u>していただきます</u>。</p> <p>(4) お客さまはエナリス<u>または当該一般送配電事業者</u>の求めに応じ、電気の供給の実施にともない、エナリス指定の様式（<u>週間電気使用計画書</u>）にしたがい、<u>1週間毎の使用電力量の計画書</u>を提出しなければならないことがあります。</p>	<p>めを遵守しなければならないものといたします。</p> <p>(3) お客さまは、電気の供給の実施にともない、<u>エナリスおよび所轄の一般送配電事業者</u>が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力<u>するものといたします</u>。</p> <p>(4) お客さまはエナリスの求めに応じ、電気の供給の実施にともない、エナリス指定の様式にしたがい、<u>1週間毎の使用電力量その他の情報</u>を提出しなければならないことがあります。</p>
<u>削除</u>	<u>31 供給の停止</u>
<u>削除</u>	<u>32 供給停止の解除</u>
<p><u>28 接続供給の停止期間中の料金</u></p> <p><u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止または再開した場合、当該停止期間中をお客さまが全く電気を使用しない期間と扱い 20（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。</u></p>	<p><u>33 供給停止期間中の料金</u></p> <p><u>31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、KDDI は基本料金の 50% 相当額を 23（料金の算定）(3) (4) により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまよりいただきます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。</u></p>
<p><u>29 違約金</u></p> <p>(1) <u>お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金としてお客さまにお支払いいただきます。</u></p> <p>(2) (1)の<u>支払いを免れた金額は、この au でんき約款ならびに申込書および変更申込書（33（需給契約の変更）に定義します。）</u>に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) <u>お客さまが不正に電気を</u>使用した期間が確認できないときは、6ヶ月以内で KDDI が決定した期間<u>をお客さまが不正に電気を</u>使用した期間といたします</p> <p>(4) お客さまの責となる事由により、契約期間満了前に KDDI がお客さまとの需給契約を解約した場合には、KDDI は違約金として<u>以下の算定式により算出される金額をお客さまよりいただきます。</u>  <u>[ 解約日の前月の契約電力 × 基本料金単価 × 契約期間の残余期間 × 1.5 ]</u>  <u>ただし、契約期間の残余期間の内 1 月に満たない月がある場合、当該月の残余期間については別表の算定に基づき、日割計算いたします。</u></p>	<p><u>34 違約金</u></p> <p>(1) <u>お客さまが 31（供給の停止）(3) へまたはトに該当した場合には、KDDI は、お客さまが支払うべき金額の 3 倍に相当する金額を、違約金としていただきます。また、お客さまが 31（供給の停止）(4) ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金としていただきます。</u></p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この au でんき約款ならびに申込書に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6ヶ月以内で KDDI が決定した期間といたします。</p> <p>(4) お客さまの責となる事由により、契約期間満了前に KDDI がお客さまとの需給契約を解除した場合には、KDDI は違約金として<u>解除日から契約期間満了日までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額をお客さまよりいただきます。</u></p>
<u>削除</u>	<u>35 供給の中止または使用の制限もしくは中止</u>
<p><u>30. 制限または中止の料金割引</u></p> <p>(1) <u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合には、KDDI は、次のように定める割引料金を、対象となる計量期間等の当月分、または翌月分の料金から割引いたします。ただし、当該使用制限または中止の原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、当該使用制限または中止に関する割引を行いません。また、対象となる計量期間等にて契約期間が終了となる場合、対象となる計量期間等の料金を割引いたします。</u></p> <p>イ 割引の対象</p>	<p><u>36. 制限または中止の料金割引</u></p> <p>(1) <u>35（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただいた場合には、KDDI は料金を次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は割引いたしません。</u></p> <p>イ 割引の対象</p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><u>当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した日における契約内容に応じ、12 (料金) (5) に定める算式にしたがい算定された1月の基本料金といたします。</u></p>	<p><u>基本料金といたします。ただし23 (料金の算定) (1) イの場合は、同条 (3) にもとづき日割り計算された基本料金を対象といたします (この場合、電気の供給期間に対応して力率割引および割増しを適用するものといたします)。また、23 (料金の算定) (1) ロの場合は、制限または中止の日における変更前または変更後の基本料金を対象といたします。</u></p>
<p>ロ 割引率</p> <p><u>契約電力が500キロワット以上の場合は1月中に当該一般送配電事業者により電気の使用が制限、または中止された延べ時間数 (以下、「延べ時間数」といいます。) 1時間ごとに0.2パーセント、契約電力が500キロワット未満の場合は1月中に当該一般送配電事業者により電気の使用が制限、または中止された延べ日数 (以下、「延べ日数」といいます。) 1日ごとに4パーセントといたします。</u></p>	<p>ロ 割引率</p> <p>①高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合 <u>1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</u></p> <p>②高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合 <u>1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。</u></p>
<p>ハ 延べ時間数および延べ日数の計算</p> <p><u>延べ時間数および延べ日数は、託送約款等にもとづき算定された値とします。</u></p>	<p>ハ 制限または中止延べ時間数の計算</p> <p>①高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合 <u>延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</u></p> <p>②高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合 <u>延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。なお、制限時間については、次の算式によって修正した上で合計いたします。</u></p> <p><u>(算 式)</u></p> <p>a 需要電力を制限した場合 <math display="block">H' = H \times (D - d) / D</math> <u>H' = 修正時間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)</u> H = 制限時間 D = 契約電力 d = 制限時間中の需要電力の最大値</p> <p>b 使用電力量を制限した場合 <math display="block">H' = H \times (A - B) / A</math> <u>H' = 修正時間</u> H = 制限時間 A = 制限指定時間中の基準となる電力量 (お客さまの平常操作時の使用量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。) B = 制限時間中の使用電力量</p> <p>c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間についてはaによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。</p>
<p><u>(2) 当該一般送配電事業者が電気の使用を制限しまたは中止した期間に、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせして行う電気の使用の制限または中止の期間 (以下、「除外対象期間」といいます。) が含まれる場合、除外対象期間1月につき1日を限っ</u></p>	<p><u>(2) (1) ハにかかわらず電気工作物、電気機器その他の設備の保守または増強のための工事の必要上、KDDI がお客さまにあらかじめお知らせして行なう制限または中止は、1月につき最初の1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時</u></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><u>て延べ時間数および延べ日数に算入しません。なお、除外対象期間に 1 月に満たない端数がある場合、当該端数は 1 月と扱うものといたします。</u></p>	<p><u>間といたします。</u></p>
<p><b>31 損害賠償の免責</b></p> <p>(1) KDDI およびエナリスは、<u>あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも</u>、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) <u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが KDDI およびエナリスの責めによらない場合であるときには、28. (接続供給の停止期間中の料金) にもとづく料金の算定および前条にもとづく割引を除き、KDDI およびエナリスはお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p> <p>(3) お客さまが <u>5 (需給契約の申込み) (3)</u> による措置を講じなかったことによって生じた損害については、KDDI およびエナリスはその賠償の責を負いません。</p> <p>(4) <u>40 (解約等)</u> の定めにしたがい需給契約が解約された場合、または期間満了によって需給契約が終了した場合には、その名目、事由の如何を問わず、KDDI およびエナリスはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。</p> <p>(6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは KDDI およびエナリスが損害を受けた場合、または <u>36 (不可抗力による解約および廃止)</u> にしたがって需給契約が解約<u>または廃止</u>され、それにとまなう損害を受けた場合、KDDI、エナリスおよびお客さまはその損害について賠償の責を負いません。</p> <p>(7) KDDI およびエナリスは、<u>当該一般送配電事業者</u>の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負いません。</p>	<p><b>37 損害賠償の免責</b></p> <p>(1) KDDI およびエナリスの<u>責となる事由により需給開始日を延期する場合、KDDI およびエナリスは 10 (供給の開始) (3) にしたがって、お客さまに対し差額を負担するものといたします。なお、この場合、KDDI およびエナリスはお客さまの受けた損害の賠償の責を負いません。</u></p> <p>(2) <u>35 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、KDDI およびエナリスはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。</u></p> <p>(3) お客さまが <u>5 (需給契約締結前の確認事項) (2)</u> による措置を講じなかったことによって生じた損害については、KDDI およびエナリスはその賠償の責を負いません。</p> <p>(4) <u>31 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合、43 (中途解約)</u> の定めにしたがい需給契約が解約された場合、<u>46 (解除等)</u>、または期間満了によって需給契約が終了した場合には、その名目、事由の如何を問わず、KDDI およびエナリスはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。</p> <p>(6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは KDDI およびエナリスが損害を受けた場合、または <u>42 (不可抗力による解約)</u> にしたがって需給契約が解約され、それにとまなう損害を受けた場合、KDDI およびエナリスおよびお客さまはその損害について賠償の責を負いません。</p> <p>(7) KDDI およびエナリスは、<u>所轄の一般送配電事業者</u>の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負いません。</p>
<p><b>32 設備の賠償</b></p> <p>(1) <u>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、KDDI およびエナリスが当該一般送配電事業者から賠償の責任を受けた場合は、KDDI は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の KDDI およびエナリスまたはそのグループ会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、KDDI は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。</u></p>	<p><b>38 設備の賠償</b></p> <p><u>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内のエナリスもしくは所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償しなければならないものといたします。</u></p> <p>(1) <u>修理可能の場合</u> 修理費</p> <p>(2) <u>亡失または修理不可能の場合</u> エナリスもしくは所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備の帳簿価格と取替工事との合計額</p>
<p>VI 契約の変更および終了</p>	<p>VI 契約の変更および終了</p>
<p><b>33 需給契約の変更</b></p> <p>(1) <u>5 (需給契約の申込み) (1) にて定められる契約事項は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが契約事項の変更 (お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継させる場合を含みます。) を希望する場合は、KDDI およびエナリスとの協議のうえ、変更にとまなう負担金額を定め、新しい契約内容への変更を行うことができるものといたします。</u></p>	<p><b>39 需給契約の変更</b></p> <p>(1) <u>お客さまは、契約期間中、需給契約の変更 (お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。) を行うことはできないものといたします。ただし、契約電力が 500 キロワット未満のお客さまについては、契約電力は、電力を使用した 1 月を含む過去 1 年間の各月の最大電力のうちで最も大きな値といたします。また、契約電力が 500 キロワット以上のお客さまがやむを得ず需給契約の変更を希望</u></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
<p><u>(2) 前項にしたがい契約事項を変更する場合、お客さまは KDDI およびエナリスに対し、契約事項の変更にかかる KDDI およびエナリス所定の様式および内容の申込書（以下、「変更申込書」といいます。）を用いて申込みをするものとし、変更後の契約は KDDI およびエナリスがお客さまへ書面（電磁的方法を含みます。）により通知（以下、「変更通知」といいます。）することで当該申込みを承諾したときに成立します。当該変更後の需給契約の契約期間は、変更通知に別段の定めのない限り、変更通知に需給開始日として記載された日以降 1 年目の日までとし、その後の契約期間は 6（需給契約の成立および契約期間）(2) ロないしニにしたがうものとしします。</u></p> <p><u>(3) (2) の場合、KDDI およびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、KDDI およびエナリスは、当該説明の際（当該変更の内容が法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合を除く。）、需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI およびエナリスは、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに KDDI およびエナリスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合、KDDI およびエナリスは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものとしします。</u></p>	<p><u>する場合は、KDDI およびエナリスとの協議および書面による合意の上、変更にもなうお客さまの負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものとしします。</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(2) (1) の場合、KDDI およびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、KDDI およびエナリスは、当該説明の際（当該変更の内容が法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合を除く。）、需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI およびエナリスは、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号 <u>（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）</u> ならびに KDDI およびエナリスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合、KDDI およびエナリスは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものとしします。</u></p>
<p><b>34 名義および商号等の変更</b></p> <p>合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの KDDI およびエナリスに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を KDDI へ文書により申し出ていただきます。また、お客さまは次の事項に変更が生じた場合、速やかに KDDI に届け出るものとしします。</p> <p>イ 商号 ロ 代表者 ハ 所在地 ニ 経営の主体（大株主の異動等を意味しますが、これに限りません。）</p>	<p><b>40 名義および商号等の変更</b></p> <p>合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの KDDI およびエナリスに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を KDDI へ文書により申し出ていただきます。また、お客さまは次の事項に変更が生じた場合、速やかに KDDI に届け出るものとしします。</p> <p>イ 商号 ロ 代表者 ハ 所在地 ニ 経営の主体（大株主の異動等を意味しますが、これに限りません。）</p>
<p><b>35 需給契約の廃止</b></p> <p><u>(1) 需給契約は、6（需給契約の成立および契約期間）(2)ハの場合、その期間満了をもって消滅いたします。</u></p> <p><u>(2) お客さまが 6（需給契約の成立および契約期間）(2)ニによらずこの au でんき約款にもとづく電気の使用</u></p>	<p><b>41 需給契約の終了にもなう処置</b></p> <p><u>(1) KDDI およびエナリスは、原則として、需給契約の終了日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</u></p> <p><u>(2) KDDI およびエナリスは、需給契約の終了日において、需給を終了させるための処置ができない場合は、需</u></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p>を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止希望日を定めて、3ヶ月前までに KDDI に廃止申込書を用いて申込みをするものとします。</p> <p>(3) 需給契約は、36（不可抗力による解約および廃止）もしくは 40（解約等）の場合、または次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の廃止申込書に記載の廃止希望日に消滅いたします。</p> <p>イ KDDI およびエナリスがお客さまの廃止通知を廃止希望期日の3ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から3ヵ月後に需給契約が消滅するものといたします。</p> <p>ロ KDDI およびエナリスまたは当該一般送配電事業者の責めとならない理由により廃止希望日に需給を終了させるための処置を行うことができない場合、需給契約は、需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>(4) お客さまが、電気の使用を廃止しようとする理由が KDDI またはエナリス以外の小売電気事業者への需給契約の申込みである旨を、廃止希望日の3ヶ月前までに、お客さまが希望される料金等の電気需給条件を KDDI またはエナリス提示された場合、KDDI またはエナリスは、お客さまに対し、お客さまに対する電力の供給条件を提示できるものとします。なお、お客さまは、当該提示内容に拘束されないものとします。</p> <p>(5) (2)の規定に反して、お客さまが KDDI に通知をせず、エナリス以外の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関もしくは当該一般送配電事業者から KDDI またはエナリスに需給契約終了の通知がされた場合、KDDI およびエナリスは、当該通知をもってお客さまの KDDI に対する廃止申込として取扱い、電力広域的運営推進機関または本件一般送配電事業者から KDDI およびエナリスに通知がされた終了期日を需給契約の終了日といたします。ただし、この場合であっても、29（違約金）(4)は適用されるものとします。なお、KDDI は、当該通知の内容についてお客さまに確認をすることがあります。</p> <p>(6) 40（解約等）によって、KDDI が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>給を終了させるための処置が可能となった日に行うものといたします。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>
<p><b>36 不可抗力による解約および廃止</b></p> <p>お客さま、KDDI またはエナリスが、以下の各号のいずれかに定める不可抗力を原因として、契約を履行できない場合、お客さままたは KDDI およびエナリスは、需給契約の一部または全部を解約または廃止することができるものといたします。</p>	<p><b>42 不可抗力による解約</b></p> <p>お客さまならびに KDDI およびエナリスが、以下に定める不可抗力を原因として、契約を履行できない場合、お客さままたは KDDI およびエナリスは、需給契約の一部または全部を解約することができるものといたします。</p>
<p><b>37 廃止違約金</b></p> <p>(1) お客さまは、(2) または 36（不可抗力による解約および廃止）にもとづく解約および廃止の場合を除き、需給開始日（「au でんき」需給開始のご案内」または変更通知に需給開始日として記載された日のうちもっとも遅い日をいいます。以下本条において同じです。）から1年間は需給契約を廃止できないものといたします。ただし、お客さまは、35（需給契約の廃止）(2)の定めにしたがい申込みを行い、かつ KDDI に対し以下の算定式により算出される金額を支払うことにより、需給開始日から1年未満の場合でも需給契約を廃止することができるものといたします。</p> <p>なお、以下の算定式において、契約期間の残余月数は別表に定める算式により日割計算をいたします。</p> <p>[ 廃止申込日の前月の契約電力 × 1月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余月数 ] + [ 需給開始日から廃止申込日の前の検針日の前日までの1日当たりの平均使用電力量 × 電力量料金単価（需給契約に定める金額のうち、最も高い料金単価） × 契約期間の残余日数 ]</p>	<p><b>43 中途解約</b></p> <p>(1) お客さまは、(2) または 42（不可抗力による解約）にもとづく解約の場合を除き、需給契約締結日以降、需給開始日から1年未満の期間内に需給契約を解約できないものといたします。</p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><b>削除</b></p> <p>(2) <u>お客さまが、需給開始日から1年経過後に、廃止希望日の3ヶ月前までに、KDDI に対し、廃止申込書による意思表示を行うことにより需給契約を廃止する場合、前号で定める金額の支払いは必要ないものとします。</u></p>	<p>(2) <u>お客さまは、KDDI に対し以下の算定式により算出される金額に加え、KDDI およびエナリスが需給契約の履行および解約のために要した設備費用および工事費等の実費を支払うことにより、需給開始日から1年未満の場合でも需給契約を解約することができるものといたします。</u></p> <p><u>[ 契約電力 × 1月当たりの基本料金 × 契約期間の残余期間 ] + [ 需給開始日より解約通知日までの1日当たりの平均電力使用量 × 従量料金(需給契約に定める金額のうち、最も高い単価料金) × 契約期間の残余日数 ]</u></p> <p>(3) <u>お客さまならびに KDDI およびエナリスは、供給開始日から1年経過後については、解約日の3ヶ月前までに、相手方に対し、書面による意思表示を行うことにより無条件で需給契約を解約できるものといたします。</u></p>
<p><b>38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算</b></p> <p>お客さまが<u>契約電力を新たに設定された後に</u>、その後需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、エナリスが<u>託送約款等に基づき当該一般送配電事業者</u>から料金の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものといたします。</p>	<p><b>44 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う料金の精算</b></p> <p>お客さまが<u>電力の使用を開始され</u>、その後需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、エナリスが<u>お客さまに電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約にもとづいて、所轄の一般送配電事業者</u>から料金の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものといたします。</p>
<p><b>39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算</b></p> <p>お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が終了する場合に、<u>KDDI およびエナリスが託送約款等</u>にもとづいて、<u>当該一般送配電事業者</u>から工事費の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものといたします。</p>	<p><b>45 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う工事費の精算</b></p> <p>お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が終了する場合に、<u>エナリスがお客さまに電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約</u>にもとづいて、<u>所轄の一般送配電事業者</u>から工事費の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものといたします。</p>
<p><b>40 解約等</b></p> <p>(1) <u>KDDI は、次の各号のいずれかに定める場合、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、KDDI はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p>イ <u>託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合</u></p> <p>ロ <u>お客さまが、料金の全部、または一部を、支払期日を経過してなお支払われない場合</u></p> <p>ハ <u>お客さまが他の需給契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または KDDI もしくはエナリスの提供する他のサービスの利用料金等の KDDI もしくはエナリスに対する債務を KDDI もしくはエナリスの定める支払期日を経過してなお支払われない場合</u></p> <p>ニ <u>この au でんき約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費用負担均等相当額その他この au でんき約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</u></p> <p>ホ <u>29（違約金）(1)に該当する場合</u></p> <p>ヘ <u>お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合</u></p> <p>ト <u>お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合</u></p> <p>チ <u>お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</u></p> <p>リ <u>お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合</u></p>	<p><b>46 解除等</b></p> <p>(1) <u>31（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが、KDDI の定めた期日までにその事由となった事実を解消されない場合には、KDDI およびエナリスは、需給契約を解除することがあります。なお、この場合には、その旨を事前にお客さまにお知らせいたします。</u></p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><u>ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じる恐れがあると KDDI が認めた場合</u></p> <p><u>ル お客さまがその他この au でんき約款に反した場合</u></p> <p><u>(2) お客さまが 35（需給契約の廃止）(2)による通知をされないで、その需給場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものいたします。</u></p>	<p><u>(2) 31（供給の停止）(3)の事由に該当する場合は、KDDI およびエナリスは需給契約を即時解除できるものいたします。なお、この場合には、KDDI は需給契約を解除する旨を事前にお客さまに通知するものいたします。</u></p>
<p><u>41 需給契約終了後の債権債務関係</u></p>	<p><u>47 需給契約終了後の債権債務関係</u></p>
<p><b>VII 供給方法、工事および工事費の負担金</b></p>	<p><b>VII 工事および工事費の負担金</b></p>
<p><u>42 供給方法および工事</u></p> <p><u>当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p><u>48 供給設備の工事費負担</u></p> <p>新設</p> <p><u>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加するにあたり、新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設する場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合等において、エナリスが継続供給契約にもとづいて所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその負担金相当額を支払うものいたします。</u></p> <p><u>(2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始日以前に需給契約を終了または変更する場合は、お客さまは KDDI に対し所轄の一般送配電事業者から請求された費用相当額を支払うものいたします。</u></p>
<p><u>43 工事費負担金等相当額の申受け等</u></p> <p><u>(1) エナリスが、当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、お客さまは KDDI に対し、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に支払うものいたします。</u></p> <p><u>(2) エナリスが、当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合には、KDDI は、お客さまとの間で工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。</u></p> <p><u>(3) 託送約款等にもとづき KDDI またはエナリスの負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p><u>49 計量器等の取付け</u></p> <p><u>(1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の 2 次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として所轄の一般送配電事業者の所有とし、所轄の一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の 2 次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</u></p> <p><u>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまとエナリスまたは所轄の一般送配電事業者との協議によって定めます。</u></p> <p><u>(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、エナリスおよび所轄の一般送配電事業者が無償で使用できるものいたします。</u></p> <p><u>(4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置または区分装置の取り付け位置を変更する場合には、エナリスまたは所轄の一般送配電事業者は、実費に消費税相当額を加えた金額をいただきます。</u></p> <p><u>(5) お客さまが契約電力を変更される場合で、これにともない新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、エナリスまたは所轄の一般送配電事業者はその工事費の全額に消費税相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまよりいただきます。</u></p>
<p><b>VIII 保安</b></p>	<p><b>VIII 保安</b></p>
<p><u>44 保安の責任</u></p>	<p><u>50 保安の責任</u></p>



au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後（新）	改定前（旧）
<p>需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等、需要場所内の<u>当該一般送配電事業者</u>の電気工作物については、<u>当該一般送配電事業者</u>が保安の責任を負います。</p>	<p>需要場所に至るまでの供給設備ならびに計量器等、需要場所内における<u>所轄の一般送配電事業者</u>の電気工作物、<u>電気機器その他の設備</u>については、<u>エナリスは保安の責任を負わないものとし、所轄の一般送配電事業者</u>が保安の責任を負います。</p>
<p><b>45 保安等に対するお客さまの協力</b></p> <p>(1) 次の場合には、お客さまはすみやかにその旨を<u>当該一般送配電事業者</u>に通知していただきます。この場合には、<u>当該一般送配電事業者は、</u>ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の<u>当該一般送配電事業者</u>の電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが<u>当該一般送配電事業者の供給設備</u>に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが<u>当該一般送配電事業者</u>の計量器等の電気工作物、電気機器その他の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、<u>当該一般送配電事業者</u>に事前に通知していただきます。なお、<u>保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当該一般送配電事業者</u>に通知していただきます。これらの場合において、保安上必要があるときには、<u>当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。</u></p>	<p><b>51 保安等に対するお客さまの協力</b></p> <p>(1) 次の場合には、お客さまはすみやかにその旨を <u>KDDI およびエナリスに通知しなければならないものいたします。なお、エナリスおよび所轄の一般送配電事業者は、各々の責任区分に応じて、</u>ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の<u>エナリスまたは所轄の一般送配電事業者</u>の電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが<u>エナリスの計量器または所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備</u>に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが<u>エナリスまたは所轄の一般送配電事業者</u>の計量器等の電気工作物、電気機器その他の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合、<u>お客さまは KDDI に事前に通知し、協議を行わなければならないものいたします。なお、お客さまが保安上緊急に変更または修繕工事をした場合には、その内容を直ちにエナリスおよび所轄の一般送配電事業者</u>に通知しなければならないものいたします。なお、これらの場合において、保安上必要があるときには、<u>お客さまはエナリスまたは所轄の一般送配電事業者の求めに応じて、その内容の変更を行わなければならないことがあります。</u></p>
<p>IX その他</p> <p><b>46 約款の変更</b></p> <p>(1) <u>KDDI およびエナリスは、</u>お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃によりこの au でんき約款変更が必要な場合、その他 KDDI およびエナリスが必要と判断した場合には、この au でんき約款を変更することがあります。<u>この場合、KDDI は、あらかじめお客さまに変更の内容（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、変更の概要）を説明いたします。</u>この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの au でんき約款によります。</p> <p><b>削除</b></p> <p>(2) <u>消費税および地方消費税の税率が変更された場合、KDDI は、あらかじめお客さまに変更の概要を説明し、変更された税率にもとづき、この au でんき約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。</u></p> <p>(3) <u>(1)または(2)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合を除く。）、KDDI は、</u>この au でんき約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、<u>KDDI は、(1)または</u></p>	<p>IX その他</p> <p><b>52 au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款の変更</b></p> <p>(1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃によりこの au でんき約款の変更が必要な場合、<u>消費税相当額の税率変更の場合、</u>その他 KDDI またはエナリスが必要と判断した場合には、<u>KDDI およびエナリスは</u>この au でんき約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの au でんき約款によります。</p> <p>(2) <u>(1)の場合、KDDI およびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。</u></p> <p><b>新設</b></p> <p>(3) (2)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、<u>法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合を除きます。</u>）、<u>KDDI およびエナリスは、</u>この au でんき約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に</p>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
<p><u>(2)</u>にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合を<u>除く</u>。）、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに KDDI およびエナリスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。</p> <p>なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、<u>KDDI は</u>、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。</p>	<p>供する方法等によりお客様にお知らせいたします。また、<u>KDDI およびエナリスは、(1)</u>にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、<u>法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の</u>需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合を<u>除きます</u>。）、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに KDDI およびエナリスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の変更の内容が、<u>法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の</u>需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、<u>KDDI およびエナリスは</u>、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。</p>
<b>47 権利・義務の譲渡等の禁止</b>	<b>53 権利・義務の譲渡等の禁止</b>
<b>48 準拠法</b> <u>この au でんき約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。</u>	<b>新設</b>
<b>49 管轄裁判所</b> <u>KDDI およびエナリスとお客様の間に生じたこの au でんき約款に関する</u> 紛争については <u>東京簡易裁判所または東京地方裁判所</u> をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所といたします。	<b>54 管轄裁判所</b> <u>お客さまとの需給契約に関する一切の</u> 紛争については東京地方裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所といたします。
<b>50 守秘義務</b> お客さまならびに KDDI およびエナリスは、需給契約（需給契約に付随された附則または覚書がある場合、それを含み <u>この au でんき約款の内容を除く</u> ）の存在および内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものといたします。ただし、需給契約の履行に関連して <u>当該一般送配電事業者</u> に開示が必要な情報、および法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものといたします。	<b>55 守秘義務</b> お客さまならびに KDDI およびエナリスは、需給契約（需給契約に付随された附則または覚書がある場合、それを含み au でんき約款の内容を除く）の存在および内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものといたします。ただし、需給契約の履行に関連して <u>所轄の一般送配電事業者</u> に開示が必要な情報、および法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものといたします。
<b>51 反社会的勢力の排除</b> (1) <u>KDDI およびエナリスは、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに需給契約を解約することができるものとします。</u>  <u>イ 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）である場合、また反社会的勢力であった場合、または反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められる場合</u> <u>ロ 自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスに対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合</u> <u>ハ KDDI またはエナリスに対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合</u> <u>ニ 自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスの名誉や信用等を毀損し、または、毀損するお</u>	<b>56 反社会的勢力の排除</b> (1) <u>お客さまならびに KDDI およびエナリスは、相手方に対して、自らが暴力団、暴力団員、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</u>  <b>新規</b>  <b>新規</b>  <b>新規</b>  <b>新規</b>

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款 新旧対照表

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><u>そのある行為をした場合</u></p> <p>ホ <u>自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスの業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合</u></p> <p>(2) <u>KDDI およびエナリスは、前項により需給契約を解約した場合には、お客さまに損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものといたします。</u></p> <p>(3) <u>お客さまが(1)の各号のいずれかに該当した場合、KDDI およびエナリスは、これにより被った損害の賠償をお客さまに対して請求できるものといたします。</u></p>	<p>新規</p> <p>(2) <u>お客さまならびに KDDI およびエナリス（以下、「解除権者」といいます。）は、自己以外の当事者（以下、「被解除者」といいます。）が前項に違反し、または被解除者が次の各号のいずれかに該当したときは、被解除者に対して何ら催告することなしに需給契約を解除することができるものといたします。この場合、解除権者は、被解除者以外の当事者に対し、需給契約の解除について速やかに通知するものといたします。</u></p> <p>イ <u>被解除者または被解除者の関係者が反社会的勢力等であると認められるとき。</u></p> <p>ロ <u>被解除者が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき</u></p> <p>(3) <u>被解除者が前項各号のいずれかに該当した場合、被解除者以外の当事者は、解除により被った損害の賠償を被解除者に対して請求できるものといたします。</u></p>
削除	57 消費税相当額の税率変更の際の措置
削除	58 料金等変更の際の措置
<p>52 契約者等にかかわる情報の利用</p> <p><u>KDDI が適法かつ公正な手段により取得した個人情報、KDDI が公表するプライバシーポリシーにしたがって適正に取り扱うものとします。</u></p> <p><a href="http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/">http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/</a></p>	<p>59 契約者等にかかわる情報の利用</p> <p><u>KDDI は、au でんき契約者にかかわる氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、KDDI または協定事業者等のサービスにかかわる契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の KDDI 契約約款等、または協定事業者等の契約約款等の規定にかかわる業務の遂行上必要な範囲で利用いたします。なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、KDDI が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。</u></p> <p><a href="http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/">http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/</a></p>

附則

<p>1 <u>この au でんき約款の実施期日</u></p> <p>(1) <u>この au でんき約款は、2018 年 9 月 1 日より実施いたします。</u></p> <p>(2) (1)の定めにかかわらず、2018 年 9 月 1 日の前日までにお申込みされた需給契約には、「au でんき」需給開始のご案内」または変更通知にて別段の定めのある事項を除き、2018 年 9 月 1 日付変更により改定される前のこの au でんき約款が適用されるものとします。</p>	新設
<p>2 <u>供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い</u></p> <p><u>供給電圧と異なる電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同意するために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。</u></p>	新設

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
<b>別表</b>	<b>新設</b>
<b>1.再生可能エネルギー発電促進賦課金</b>	<b>新設</b>
(1) <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</u>	<b>新設</b>
<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</u>	
(2) <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</u>	<b>新設</b>
<u>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。</u>	
(3) <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定</u>	<b>新設</b>
イ <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金と合わせて算定いたします。</u>	
ロ <u>お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから KDDI およびエナリスにその旨を申し出ただいた場合には、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。</u>	
<b>2. 燃料費調整</b>	<b>新設</b>
(1) <u>燃料費調整額の算定</u>	<b>新設</b>
イ <u>平均燃料価格</u>	
<u>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、<math>\alpha</math>、<math>\beta</math> および <math>\gamma</math> の値は当該一般送配電事業者により異なる次の表によって定められる値とします。また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。</u>	
<u>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></u>	
<u>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u>	
<u>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均天然ガス価格</u>	
<u>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u>	

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
----------------	----------------

ただし、当該一般送配電事業者が四国電力株式会社である場合に限り、平均燃料価格の上限は 39,000 円とします。なお、各平均燃料価格算定における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

一般送配電事業者	北海道電力㈱	東北電力㈱	東京電力パワーグリッド㈱
$\alpha$	0.4699	0.1152	0.1970
$\beta$	0.7879	0.2714	0.4435
$\gamma$	0.0000	0.7386	0.2512
基準燃料価格	37,200	31,400	44,200
一般送配電事業者	中部電力㈱	北陸電力㈱	関西電力㈱
$\alpha$	0.0275	0.2303	0.0140
$\beta$	0.4792	1.1441	0.3483
$\gamma$	0.4275	0.0000	0.7227
基準燃料価格	45,900	21,900	27,100
一般送配電事業者	中国電力㈱	四国電力㈱	九州電力㈱
$\alpha$	0.1543	0.2104	0.1490
$\beta$	0.1322	0.0541	0.2575
$\gamma$	0.9761	1.0588	0.7179
基準燃料価格	26,000	26,000	33,500

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値とします。なお、基準燃料価格は当該一般送配電事業者により異なる(1)によって定められる値とし、その単位は 1 銭とします。また、燃料費調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点第 1 位で四捨五入します。

(イ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
----------------	----------------

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

(2) 基準単価

新設

基準単価は、当該一般送配電事業者により異なる、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の表の通りとします。また、基準価格の単位は1銭とします。

改定後 <u>(新)</u>	改定前 <u>(旧)</u>
----------------	----------------

一般 送配電事業者	北海道電力 株式会社	東北電力株式会社	東京電力パ ワーグリッド 株式会社	中部電力株式会社	北陸電力株式会社
特別高圧	18.0	20.2	21.7	21.6	14.7
高圧	18.6	21.0	22.0	21.9	14.9
一般 送配電事業者	関西電力株式会社	中国電力株式会社	四国電力株式会社	九州電力株式会社	
特別高圧	15.3	22.2	17.9	16.3	
高圧	15.6	23.0	18.5	16.6	

(3) 燃料費調整単価および基準単価はみなし小売電気事業者の料金改訂が行われる場合、変更となります。 新設

**3. 日割計算の基本算式** 新設

(1) 基本料金を日割計算する場合の日割計算の基本算式は次の通りとします。 新設

$$\frac{\text{1ヵ月の該当料金}}{\text{計量期間等の日数}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)にいう日割計算対象日数は、次の通りとします。 新設

- イ 電気の供給を開始した場合  
需給開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- ロ 電気需給契約が消滅した場合  
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次の通りとします。 新設

- イ 電気の供給を開始した場合  
需給開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- ロ 電気需給契約が消滅した場合  
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数とします。 新設  
この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。  
また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

(5) 需給契約について料金変更がされた場合、(1)の日割計算対象日数は、料金変更までの期間および料金変更後の期間の日数とします。 新設  
この場合、料金変更までの期間には料金変更日を含み、料金変更後の期間には料金変更日を含むものとします。